十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○一六○を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○一一八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○○九○を、平成二十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成二十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成二十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成二十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○○四二を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○○二一を、平成二十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○[illegible]を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○○二八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○○二一を、平成二十年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○七○八を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○五二八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○三九六を、平成二十一年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○七○一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○五二八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○三九六を、平成二十二年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○七○一を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○五二八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○三九六を、平成二十三年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○六九四を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○五二一を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○三九六を、平成二十四年度における都道府県立大学附属病院事業債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に○・○○○○七を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に○・○○○○七を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に○・○○○○七をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「都道府県立大学附属病院事業債同意等額密度」という。）、平成二十年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に○・○○一二五を、平成二十一年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に○・○○一一八を、平成二十二年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に○・○○○五六を、平成二十三年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に○・○○○四九を、平成二十四年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に○・○○○四九を、平成二十年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に○・○○八八二を、平成二十一年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に○・○○八七五を、平成二十二年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に○・○○八七五を、平成二十三年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に○・○○八七五を、平成二十二年度における都道府県病院事業一般会計出資債同意等額（医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものに限る。）に○・○○○○七をそれぞれ乗じて得た額の合算額を当該都道府県の人口で除して得た額（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「病院事業一般会計出資債同意等額密度」という。）、救急告示病院数に二、二八四・七二を乗じて得た数及び救急告示等病床数に一一七・八五を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「救急告示病院等密度」という。）、上水道水源開発元利償還金、独立行政法人水資源機構負担金、上水道広域化対策元利償還金及び平成十年度以前に許可された上水道一般会計出資債元利償還金の合計数に○・○三五を乗じて得た数を当該都道府県の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。以下「上水道元利償還金密度」という。）並びに平成十一年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・○○一八八を、平成十二年度における都道府県上水道一般会計出資債同意等額に○・